

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用
するための営農計画を持っている
こと

2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農
業の取組が行われている地域で
化学的に合成された肥料及び農
薬を使用するなどの行為をしない
こと

※ 個人の場合は、上記1・2に
加えて、必要な農作業に常時
従事することが必要

農地を
所有したい



農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
[売上高の過半]
3. 議決権 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式
の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**耕作の事業**に常時従事すること
耕作の事業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の要件

1. 法人形態要件 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。）〔売上高が過半〕
 〔関連事業〕
 - ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）等
3. 議決権要件

農業関係者	・ 法人の行う農業に常時従事する個人	総議決権の過半
	・ 農地の権利を提供した個人	
	・ 農地中間管理機構を通じて法人に農地を貸し付けている個人	
	・ 基幹的な農作業を委託している個人	
	・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会	
農業関係者以外	（制限なし）	総議決権の2分の1未満
4. 役員要件 ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること
 ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること